

IV 資料編

1 島根県関係

生涯学習課事務分掌表

平成20年4月1日現在

課 長 生涯学習推進グループリーダー（総括） 社会教育主事 （兼社会教育振興グループリーダー）	嶋 木 朗 大 國 博 史 星 野 幸 雄		
所 掌 事 務			
1 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。 2 社会教育に関する指導及び助言に関すること。 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育（保健体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く。）に関すること。 5 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 6 公民館、図書館（学校図書館を除く。）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く。）に関すること。 7 県立生涯学習推進施設に関すること。 8 県立図書館に関すること。 9 県立青少年社会教育施設に関すること。 10 大学との連携に関すること。 11 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること。 12 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。			
G名	分 掌 事 務	担 当 者	副担当者
生涯学習推進グループ	1 課内事務の総括及び調整に関すること	生涯学習推進 グループリー ダー（総括） 大國 博史	
	2 生涯学習推進グループの総括に関すること		
	3 職員の人事、サービス及び研修に関すること		
	4 県議会に関すること		
	5 陳情・要望に関すること		
	6 総合発展計画に関すること		
	7 行政評価に関すること		
	8 文書取扱主任に関すること		
	9 情報化リーダーに関すること		
	10 少年自然の家の事務の調整に関すること（兼務）		
プ	1 歳入・歳出予算の編成に関すること	サブリーダー 主幹 川村 太	主任 矢島 史江
	2 生涯学習振興プラン及び生涯学習推進会議に関するこ と		
	3 広報・広聴に関すること		

生涯学習推進グループ	4 情報化推進、情報化サブリーダーに関すること		
	5 栄典及び各種表彰事務に関すること		
	6 県立図書館に関すること		
	7 指定管理者制度に関すること		
	8 エコ・リーダーに関すること		
	9 災害連絡に関すること		
	10 総合文書管理システムに関すること		
	11 個人情報保護に関すること		
	12 少年自然の家の予算執行及び出納に関すること（兼務）		
	1 歳入・歳出予算の編成・執行に関すること	主任	主幹
2 国庫金の事務に関すること	矢島 史江	川村 太	
3 県立社会教育施設等施設・設備整備、管理に関すること			
4 職員の福利・厚生に関すること			
5 公務災害に関すること			
6 物品の出納・保管に関すること			
7 文書の收受・発送・保管に関すること（臨時職員）			
8 その他庶務一般に関すること			
9 少年自然の家の予算及び庶務に関すること（兼務）			
社会教育	1 社会教育振興グループの総括に関すること	社会教育主事	
	2 社会教育事業の総括及び調整に関すること	（兼社会教育振興グループ	
	3 県の社会教育主事に関すること	リーダー）	
	4 生涯学習推進構想に関すること	星野 幸雄	
	5 社会教育主事等資格取得講習に関すること		
	6 地域教育コーディネーターに関すること		
振興グループ	1 市町村の社会教育事業の助言・指導に関すること	サブリーダー	
	2 市町村の社会教育主事等の研修に関すること	社会教育主事	社会教育主事
	3 教育事務所社会教育スタッフに関すること	廣田 英資	横田 康
	4 地域教育コーディネーター派遣事業に関すること		
	5 ふるさと教育推進事業に関すること		
	6 学社連携・融合の推進に関すること		
	7 教職員研修計画に関すること		
	8 成人教育・高齢者教育に関すること		
	1 学校支援地域本部事業の推進（地域人材養成、公民館連携など）に関すること	社会教育主事	社会教育主事
	2 実証！「地域力」醸成プログラムに関すること	横田 康	廣田 英資
	3 「めざすべき島根の公民館像」検討委員会に関すること		

	<p>4 公民館指導に関すること</p> <p>5 県公民館連絡協議会に関すること</p> <p>6 「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業に関すること</p>		
	<p>1 家庭教育の支援に関すること</p> <p>2 地域における家庭教育支援基盤形成事業に関すること</p> <p>3 青少年教育に関すること</p> <p>4 青少年教育・家庭教育支援事業の助言・指導に関する こと</p> <p>5 青少年団体の指導及び指導者養成に関すること</p> <p>6 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクトに関する こと</p>	<p>サブリーダー</p> <p>社会教育主事 安達 清志</p>	<p>社会教育主事 井上 孝弘</p>
社 会 教 育 振 興 グ ル ー プ	<p>7 奉仕活動・体験活動等の総合的な推進に関すること</p> <p>1 市町村国庫補助・委託事業に関すること</p> <p>2 放課後子どもプランの推進（地域人材養成、基本方針 など）に関すること</p> <p>3 県PTA連合会合同連絡協議会に関すること</p> <p>4 PTA団体の研修・指導に関すること</p> <p>5 エル・ネットに関すること</p> <p>6 子ども夢基金に関すること</p> <p>7 学習塾に関すること</p> <p>8 後援、共催に関すること</p>	<p>社会教育主事 井上 孝弘</p>	<p>社会教育主事 安達 清志</p>
	<p>1 放課後子どもプラン（国庫補助事業）に関すること</p> <p>2 学校支援地域本部事業（国委託事業）に関すること</p> <p>3 市町村国庫補助・委託事業（事務支援）に関すること</p> <p>4 視聴覚教育に関すること</p> <p>5 県立生涯学習推進施設に関すること</p> <p>6 大学との連携に関すること</p> <p>7 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること</p> <p>8 社会教育調査・週五日制調査等に関すること</p> <p>9 女性教育に関すること</p> <p>10 男女共同参画に関すること</p>	<p>主任 吾郷由美子</p>	<p>社会教育主事 横田 康</p> <p>社会教育主事 井上 孝弘</p>
	<p>1 青少年行政の連絡調整に関すること</p>	<p>社会教育主事 （兼企画幹） 山尾 一郎 （併青少年家 庭課）</p>	

芸術	1 青少年文化活動推進事業に関すること	企画幹 伊藤 智徳	社会教育主事 三島 伸仁
	2 島根県高等学校文化連盟に関すること		
	3 文化庁事業に関すること		
文化 ス タ ッ フ	1 県社会教育委員の会に関すること	社会教育主事 三島 伸仁	企画幹 伊藤 智徳
	2 県社会教育委員連絡協議会に関すること		
	3 県立図書館振興計画に関すること		
	4 子ども読書活動の推進に関すること		
	5 女性団体の育成・指導に関すること		
	6 県立青少年社会教育施設に関すること		
	7 青少年芸術文化活動の振興に関すること		
	8 国立青少年教育施設に関すること		
	1 文書の收受・発送・保管に関すること	臨時職員 山本満智子	
	2 その他課内業務の補助に関すること		

地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における生涯学習・社会教育の推進向上を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事は、地域教育コーディネーターと称する。

(職務)

第3条 地域教育コーディネーターは、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において生涯学習・社会教育の推進に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 地域教育コーディネーターの派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に地域教育コーディネーターを派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により地域教育コーディネーターを派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、その任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する地域教育コーディネーターが1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会にその任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、地域教育コーディネーターの派遣期間中に当該市町村教育委員会の任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 地域教育コーディネーターは、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 地域教育コーディネーターは、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される地域教育コーディネーターの派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 地域教育コーディネーターの服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 地域教育コーディネーターの勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 地域教育コーディネーターの分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 地域教育コーディネーターの給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

2 地域教育コーディネーターの旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき地域教育コーディネーターの派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価の2分の1とする。

- 3 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 4 地域教育コーディネーターが私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を1.2で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、地域教育コーディネーターを市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、地域教育コーディネーター派遣事業の円滑な推進に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域教育コーディネーターの活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 地域教育コーディネーターの情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、地域教育コーディネーターと協議の上、円滑な地域の教育を推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、地域教育コーディネーター派遣事業の円滑な推進に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の社会教育主事と地域教育コーディネーターが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める地域教育コーディネーターのサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 地域教育コーディネーターと協議の上、生涯学習・社会教育活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。

- (2) 生涯学習・社会教育活動月別報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 生涯学習・社会教育年間活動報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第13条第2項に規定する負担金の額は、前年度の財政力指数（3ヵ年平均値）が県内町村の平均値に満たない町村にあつては、「2分の1」を「4分の1」と読み替えて算出するものとする。
- 2 この要綱の改正後の規定は、平成20年4月1日から施行する。

ふるさと教育推進事業 実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進するなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくり、教師の意識改革、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を進める。

このことにより、児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業期間

平成20年度から平成22年度までの3ヵ年とする。但し、単年度ごとの計画・実施とする。

3 事業内容

(1) ふるさと教育推進事業交付金を交付する。

県は、市町村が行うふるさと教育推進事業の活動に係る経費を交付し、当該交付要綱は別に定める。

(2) 県は次に掲げる事業を行う。

- ①市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示する。
- ②市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。
- ③市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会を開催する。
- ④ふるさと教育推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。

(3) 市町村は次に掲げる事業を行う。

- ①「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議や同様のねらいを持って新たに設置する別の会議等の活用も図りながら、開催する。
- ②市町村における「ふるさと教育推進計画」を策定する。
※別紙様式（ふるさと教育推進事業実施計画書【市町村教育委員会用】）
- ③市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、各学校が実施する「ふるさと教育全体計画」のとりまとめと指導を行う。
- ④ふるさと教育を実践する学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会を年2回程度開催する。
- ⑤ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。

例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等

⑥地域講師やボランティア等の人材バンクを整備する。

地域にある教育資源「ひと・もの・こと」を公民館等との連携により収集・整理し地域人材バンク等を作成しながら、その効果的な活用を図る。

⑦事業終了後に、実施報告書を作成し県教育委員会に報告する。

※別紙様式（ふるさと教育推進事業実施報告書【市町村教育委員会用】）

ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(4)学校は次に掲げる事業を行う。

①市町村の「ふるさと教育実施計画」を踏まえ、ふるさと教育を教育課程の中に位置づけた「ふるさと教育全体計画」を策定する。

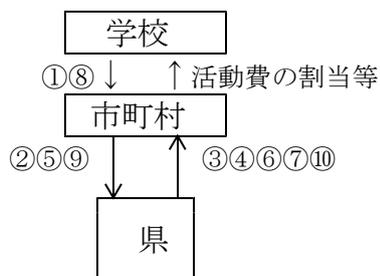
・地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理し、「ふるさと教育全体計画」を策定する。

・学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定する。

②「ふるさと教育全体計画」を踏まえて、地域の人材等を活用した学習活動を各学年で年間35時間以上実施する。

③ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努めること。

4 事業の構成と実施体制



- ①実施計画書の提出
- ②事業計画書の提出
- ③ヒアリング
- ④交付額の内示
- ⑤交付申請
- ⑥交付決定
- ⑦概算払い
- ⑧実施報告
- ⑨実績報告
- ⑩交付金の確定、精算払い

5 施行日

この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度の事業から適用する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、その交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村教育委員会における事業費
- (2) 学校における事業費

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については次のとおりとする。

	市町村教育委員会における事業費	学校における事業費
算出基礎	200千円	各小学校・中学校×@100千円
使途内訳	①地域人材の養成研修に要する経費 ②公民館活動との連携に要する経費 ※①②のいずれか片方だけの実施は不可とする。	①特別非常勤講師報酬 ②学校支援ボランティア謝金 ③各学校における活動に要する経費

注 市町村教育委員会における事業費と学校における事業費との間の流用は不可とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、毎年度の事業計画書（様式第1号）を前年度の3月末日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 市町村長は、前条の事業計画書の提出後、交付申請書（様式第2号）を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条により提出された交付申請書に基づき交付金額を決定し、交付金決定通知書（様式第3号）により市町村長に通知するものとする。

(概算払)

第8条 教育長は、必要と認めるときは、市町村長の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村長は、概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第9条 市町村長は、事業の内容を変更（ただし、費目の20%以内の額にあたる変更は除く）するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第5号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

（事業報告）

第10条 市町村長は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに事業報告書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の決定内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、市町村長に通知する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

(5) 生涯学習関係各種表彰一覧表

[平成19年度]

表彰者	表彰名	被表彰者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	益田市立真砂小学校PTA 飯南町立頓原小学校PTA
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	桜江町読書普及協議会 こども読書推進部(江津市)
	優良公民館表彰	松江市白湯公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
	視聴覚教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	向田友義(浜田市)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	朗読ボランティアグループ水輪会(益田市) 点訳ボランティア楽天会(益田市)
県教育長	優良公民館表彰	松江市玉湯公民館 大田市井田公民館 浜田市立美川公民館
	公民館職員表彰	松江市立古志原公民館 主任 星野 真美 安来市立飯梨交流センター 主事 池田 節子 出雲町立三沢公民館 館長 長瀬 康枝 出雲市立大社コミュニティセンター チーフマネージャー 熱田 洋人 出雲市立乙立コミュニティセンター チーフマネージャー 小村 寿子 出雲市立佐香コミュニティセンター チーフマネージャー 青山喜美枝 邑南町立出羽公民館 主事 能美 恭志 大田市立水上公民館 主事 松下 堯美 浜田市立長浜公民館 主事 澁谷 裕子 益田市立安田公民館 館長 中村 亀壽
	優良少年団体表彰	日本ボーイスカウト連名浜田第1団 多伎町いさり火太鼓同好会
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	益田市鎌手公民館 館長 田中 寛二
	公民館永年勤続職員表彰	安来市立宇波公民館 前館長 遠藤 儀一 安来市立比田公民館 前館長 小池 謙次 浜田市立石見公民館 主事 横田 重實
山陰中央新報社	地域開発賞(社会賞)	竹中余志一(西ノ島町)
	地域開発賞(教育賞)	糸賀元次(出雲市)
(社)全国社会教育連合会会長	全国社会教育委員連合表彰	藤井幹雄(元川本町教育委員)
県社会教育委員連絡協議会会長	社会教育委員表彰	該当なし
(財)日本視聴覚教育協会	視聴覚教育各地功労者表彰	該当なし

■平成19年度 島根県児童生徒学芸顕彰(第1期)表

大会名	(部門名)	成績	学校名等	氏名・団体名	(学年)	
第31回全国高等学校総合文化祭	弁論部門	優良賞	松江市立女子高校	岸本愛子	2	
	写真部門:全国展	優秀賞	県立松江商業高校	太田章彦	3	
	写真部門:撮影会	優秀賞	同上	同上	同上	同上
		奨励賞	県立川本高校	中原菜穂	3	
	小倉百人一首かるた部門:読手コンクール 小倉百人一首かるた部門:競技かるたの部	優秀賞	県立松江東高校	飯塚梨紗	3	
		奨励賞	※3校合同 県立益田高校 (かるた部) 県立松江北高校 (小倉百人一首かるた部) 県立松江北高校通信制 (福間璃央)	島根県チーム		
	郷土芸能部門:伝承芸能	優良賞	県立浜田水産高校	郷土芸能クラブ		
	放送部門:朗読部門	審査員特別賞	県立出雲工業高校	高木歩	3	
	演劇部門	優良賞	県立三刀屋高校	演劇部		
	社会科学部門:研究発表の部(歴史・考古分野)	最優秀賞	県立浜田高校	歴史・社研部		
社会科学部門:展示の部	奨励賞	県立松江南高校	社会部			
第29回全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会	個人戦B級	1位	県立益田高校	柏村遥子	1	
		2位	県立益田高校	中田聖奈	1	
第60回全日本合唱コンクール全国大会	高等学校部門Aグループ	銀賞	出雲北陵中学・高校	合唱部		
	高等学校部門Bグループ	銅賞	県立松江東高校	合唱部		
		銅賞	県立出雲高校	コーラス部		
	中学校部門同声合唱の部	銀賞	津和野町立津和野中学校	合唱部		
第55回全日本吹奏楽コンクール	中学校の部	銀賞	出雲市立第一中学校	吹奏楽部		
	高等学校の部	銅賞	出雲北陵高校	吹奏楽部		
第26回全日本小学校バンドフェスティバル		銀賞	大田市立大田小学校	ファンファーレバンド部		
★第3回情報セキュリティ標語・ポスター	標語部門	入選	県立出雲商業高校	赤木基浩	3	
★第15回いきいき活動奨励賞		特別優秀活動賞	出雲西高校	インターアクトクラブ		

※ ★:学びんピック

(6) 放送大学島根学習センターの概要

1 放送大学とは

放送大学は、教養学部及び大学院を有する正規の大学であり、年齢に関係なく、広く国民に大学教育を提供することを目的に、テレビ等のメディアを利用して学習する教育機関として、昭和56年に「放送大学学園法」(文部科学省・総務省所管)により設置されました。

2 学習方法

- ◇CSデジタル放送「スカイパーフェクTV!」による視聴
- ◇放送大学の番組を放送している地域のCATV(ケーブルテレビ)による視聴
- ◇学習センター備え付けの放送教材(DVD、CD、オーディオテープ)の室内及び貸出による視聴

3 学習センターの業務

- ◇放送番組の視聴
- ◇放送教材、図書の閲覧・貸出
- ◇学習指導・相談
- ◇単位認定試験の実施
- ◇面接授業の実施
- ◇学生募集活動

4 教養学部

- ◇入学試験はありません。
- ◇人文・社会・自然・産業・生活・教育・心理等の幅広い分野の科目(約300の放送授業科目)から選べます。
- ◇18歳以上で資格があれば全科履修生として入学でき、卒業すれば学士(教養)の学位が取得できます。
- ◇15歳以上であれば選科履修生(在籍期間1年間)又は科目履修生(在籍期間半年間)として入学でき、学習したい科目を学習できます。
- ◇短期大学・高専・一定条件を満たした専修学校専門課程等から3年次編入学ができます。
- ◇上位・他教科等の教員免許状、学芸員、司書等の資格を取得しようとする場合に必要な単位の一部を修得することができます。
- ◇職業上の知識を得るのに役立つものが多数あり、職場研修等にも利用でき、人材育成に活用することができます。
- ◇単位互換協定を締結している大学の学生が、放送大学の授業を履修し単位を取得する途が開かれています。

5 大学院

- ◇総合文化・政策経営・教育開発・臨床心理の4プログラムの約70科目を開設しています。
- ◇大学を卒業(見込含)していれば、入学者選考の上修士全科生として入学でき、修了すれば修士(学術)の学位が取得できます。
- ◇18歳以上であれば修士科目生、修士選科生として入学できます。入学試験はなく、1科目から履修できます。
- ◇現職教員の専修免許状取得に利用(修士科目生又は修士選科生)できます。

6 入学時期

2学期制をとっており、4月又は10月に入学できます。
(大学院修士全科生は4月入学のみ)

7 募集時期

学 期	学 部 等	授業開始	出願受付期間
第1学期	学 部(全科・選科・科目生)	4. 1	12.15～ 2.28
	大学院(修士科目・選科生)		
	大学院(修士全科生)		8.25～ 9.14
第2学期	学 部(全科・選科・科目生)	10. 1	6.15～ 8.31
	大学院(修士科目・選科生)		

8 学生の状況

平成19年度第2学期において、島根学習センターでは、628名の学生が学んでいます。